

太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例(平成24年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
<p>太宰府市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、太宰府市議会議員の市政に関する調査研究に資するために必要な経費の一部として、太宰府市議会における会派(以下「会派」という。)又は議員に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、会派又は会派に所属しない議員に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 会派に所属しない議員に対する<u>政務調査費</u>は、基準日に在職する者に月額25,000円を交付する。</p> <p>3 <u>政務調査費</u>は、年度ごとに交付するものとし、年度の初めに当該年度に属する月数分を交付する。ただし、改選時の年度の4月分については、交付しない。</p> <p>(会派に異動が生じたときの取扱)</p> <p>第4条 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日にあたる場合は、当月分)から<u>政務調査費</u>を交付する。ただし、改選後、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の当月分から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p>2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前条第1項に規定する会</p>	<p>太宰府市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、太宰府市議会議員の市政に関する調査研究<u>その他の活動</u>に資するために必要な経費の一部として、太宰府市議会における会派(以下「会派」という。)又は議員に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、会派又は会派に所属しない議員に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 会派に所属しない議員に対する<u>政務活動費</u>は、基準日に在職する者に月額25,000円を交付する。</p> <p>3 <u>政務活動費</u>は、年度ごとに交付するものとし、年度の初めに当該年度に属する月数分を交付する。ただし、改選時の年度の4月分については、交付しない。</p> <p>(会派に異動が生じたときの取扱)</p> <p>第4条 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日にあたる場合は、当月分)から<u>政務活動費</u>を交付する。ただし、改選後、新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の当月分から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p>2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は前条第1項に規定する会</p>